

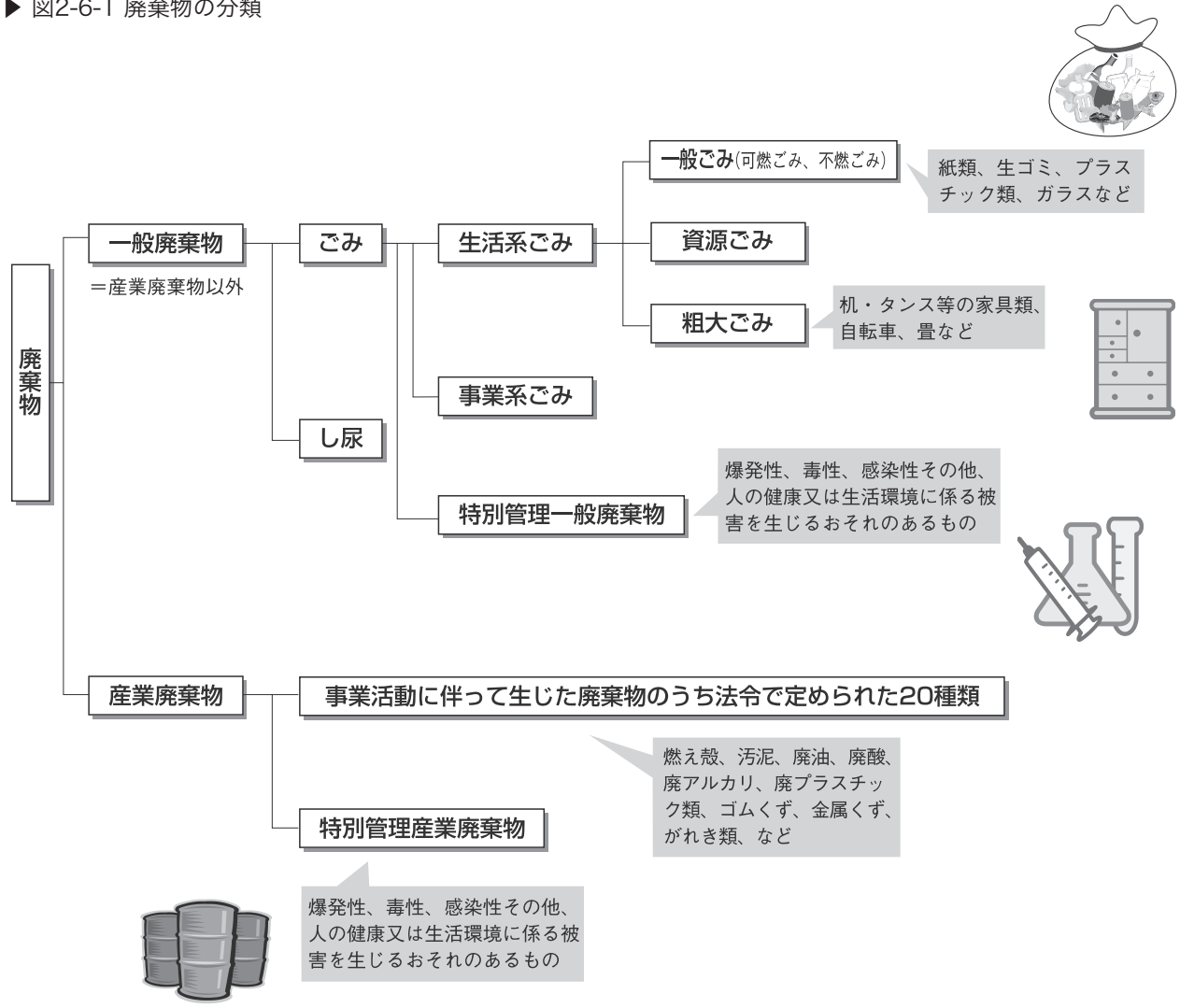
廃棄物

1 廃棄物問題の現況と課題

神奈川県を将来にわたって環境にやさしく、豊かな地域社会としていくため、廃棄物の発生抑制、循環的利用を推進し、どうしても排出される廃棄物は、環境に負荷を与えないように適正に処分することで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された循環型社会を地域から形成していくことが求められています。

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により、事業活動に伴って生じた廃棄物である「産業廃棄物」とそれ以外の日常の家庭生活等から排出される「一般廃棄物」に分類されます。事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物について、市町村は家庭生活等から排出される一般廃棄物について、それぞれ処理する責任を負っています。

▶ 図2-6-1 廃棄物の分類



1 一般廃棄物（ごみ）

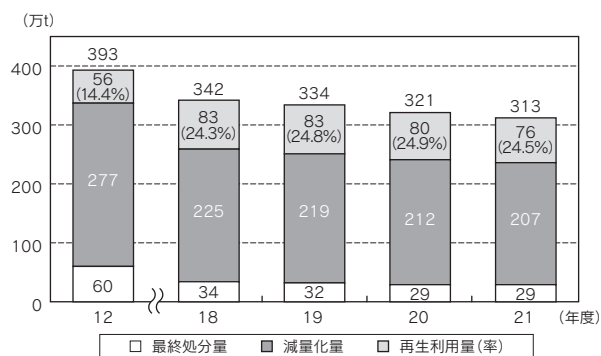
県内の一般廃棄物（ごみ）の排出量は、平成21年度においては、313万トンとなっています。ごみの排出量は、ピーク時の平成12年度から減少傾向にあります。

排出されたごみの処理状況は、再生利用量が、市町村による分別収集や自治会等による集団回収などにより76万トンとなっています。再生利用できなかった廃棄物の大部分は、焼却等による減量化が図られており、平成21年度の減量化量は207万トンとなっています。

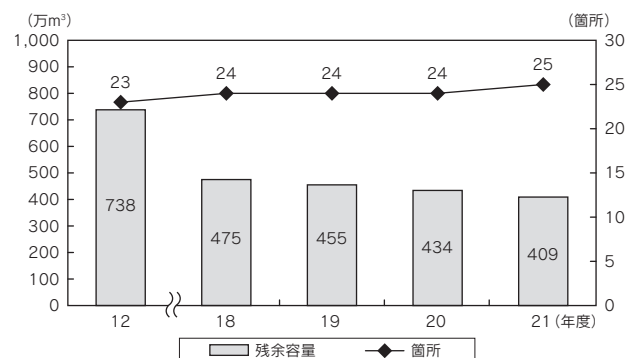
このような取組の結果、最終処分量は平成12年度の60万トンから平成21年度の29万トンへと減少しています。

最終処分場の残余容量は、平成21年度末で409万 m^3 となっています。なお、区域内に最終処分場を持たない市町村や、区域内の最終処分場の残余容量がひっ迫している市町村があります。

▶ 図2-6-2 ごみの排出状況推移



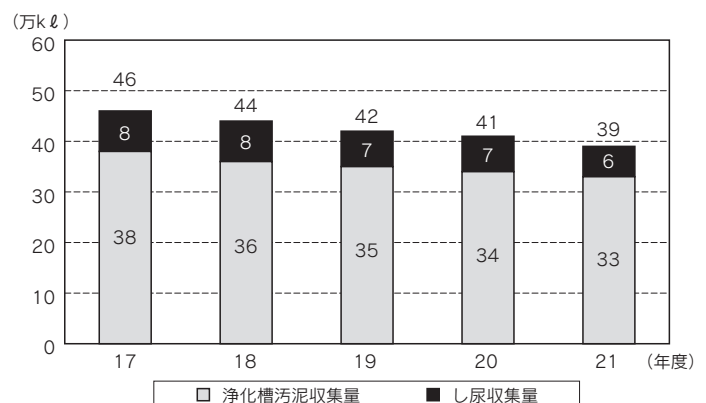
▶ 図2-6-3 最終処分場の状況



2 一般廃棄物（し尿）

平成21年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量は、39万 kl と減少傾向になっており、し尿6万 kl と浄化槽から発生する33万 kl の汚泥は市町村により収集されています。

▶ 図2-6-4 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移



3 産業廃棄物

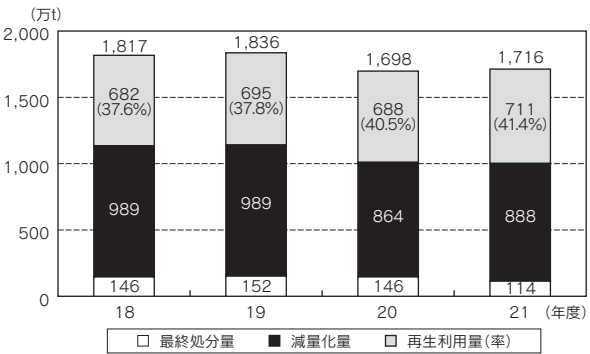
産業廃棄物の排出量は、平成19年度までは増加傾向にありましたが、平成21年度は建設業や製造業からの排出量が減少し、排出量は1,716万トンでした。産業廃棄物の排出は下水道業等、建設業、製造業の3業種で全体の約91%を占めています。また、種類別には、有機性汚泥、無機性汚泥、がれき類の3種類で約87%を占めています。

また、処分状況については、平成21年度の再生利用量は、711万トンと平成20年度と比べて増加していますが、再生利用率（再生利用量が排出量に占める割合）は約41%と前年同様となっています。焼却、脱水等による減量化量は、888万トンであり、減量化率は52%となっています。

平成21年度の最終処分量は114万トンとなっており、83万トンが海洋投入処分、31万トンが埋立処分されています。埋立処分のうち、27万トンは、県外で処分されています。

なお、最終処分場の残余容量は、減少傾向にありましたが平成18年度に県立県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」が開設したことで、残余容量は平成21年度末で104万㎡となっています。

図2-6-5 産業廃棄物排出状況



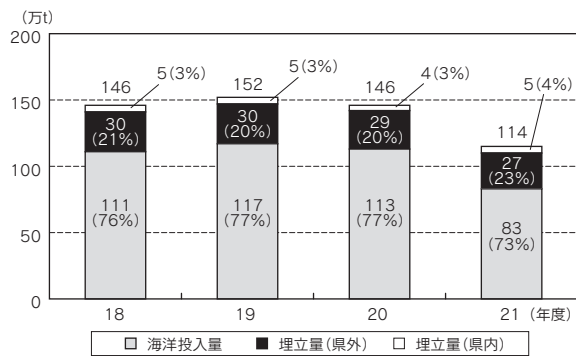
※産業廃棄物の平成19,20年度の実績は、平成18年度をベースに簡易な方法で推計した数値です。

表2-6-1 産業廃棄物業種別・種類別排出量（平成21年度） (単位：万トン)

業種	建設業	下水道業等*	製造業	鉱業	農林漁業	サービス業	卸・小売業	運輸通信業	合計
種類									
有機性汚泥	1	513	82			0	0	0	595 (34.7%)
無機性汚泥	87	51	200	111	0	1	0	0	450 (26.2%)
がれき類	360	0	6			0	0	0	367 (21.4%)
ばいじん		21	23			0			44 (2.6%)
ガラス陶磁器くず	19	0	20		0	0	0	0	40 (2.3%)
金属くず	5	0	27	0	0	1	1	0	34 (2.0%)
木くず	24	0	6			0	0	0	31 (1.8%)
廃プラスチック類	9	0	16		0	1	3	1	29 (1.7%)
動物のふん尿					20				20 (1.2%)
廃油	2	0	17	0	0	0	1	0	20 (1.2%)
廃酸	0	0	20			0	0	0	20 (1.2%)
鉱さい	0	0	17			0			17 (1.0%)
紙くず	1		14					0	16 (0.9%)
廃アルカリ	0	0	14			0	0	0	14 (0.8%)
動植物性残さ			10						10 (0.6%)
その他の産業廃棄物	0	0	2	0	1	4	1	0	8 (0.3%)
燃え殻	0	3	0		0	0		0	3 (0.2%)
合 計	508 (29.6%)	589 (34.3%)	473 (27.6%)	111 (6.5%)	21 (1.2%)	7 (0.4%)	6 (0.3%)	2 (0.1%)	1,716 (100.0%)

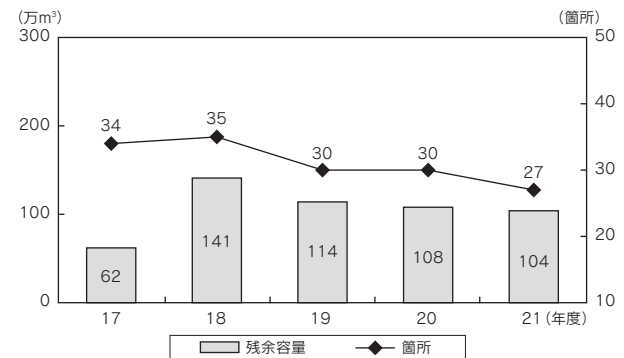
※1 表中の「0」は、1トン以上、5000トン未満で、「空欄」は1トン未満です。
※2 万トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがあります。
*下水道業等：日本標準産業分類（総務省）における「電気・ガス・熱供給・水道業」と同じです。

▶ 図2-6-6 最終処分の内訳



※産業廃棄物の平成19、20年度の実績は、平成18年度をベースに簡易な方法で推計した数値です。

▶ 図2-6-7 最終処分場の残余容量

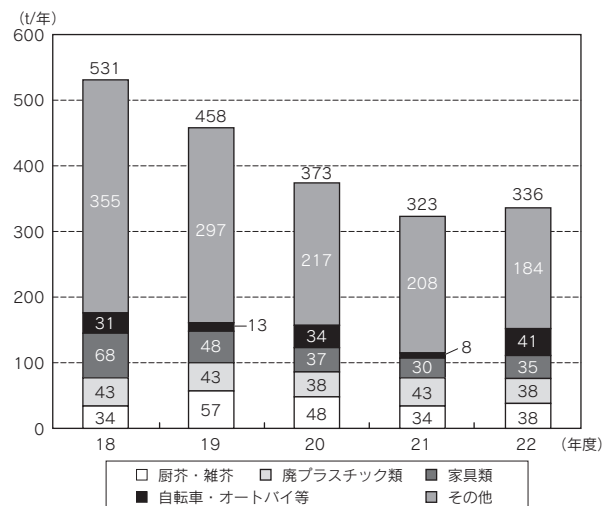


4 不法投棄・散乱ごみ

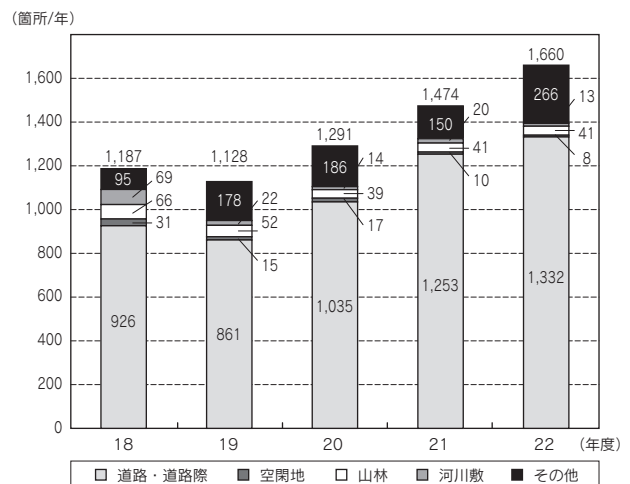
平成22年度の不法投棄量は336トンとなっています。不法投棄物の主なものは廃プラスチック類、厨芥・雑芥、自動車、家具類、家庭電化製品、不燃物などです。

不法投棄箇所数は、地上放送デジタル化に伴うテレビの不法投棄増加の影響もあり、平成20年度から増加傾向にあり、平成22年度は1,660箇所となっています。不法投棄される場所は、道路、道路際が多くなっています。不法投棄される場所は、道路、道路際が多くなっています。こうした不法投棄・散乱ごみは、環境汚染や景観の悪化を招き、その処理費用は各自治体等の大きな負担となっています。

▶ 図2-6-8 不法投棄量の経年変化



▶ 図2-6-9 不法投棄箇所の経年変化

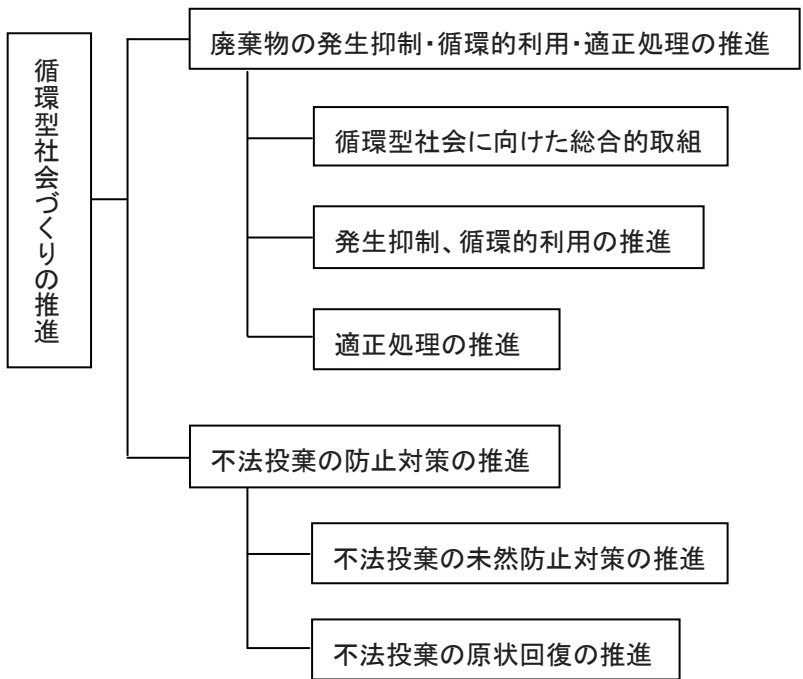


2 廃棄物問題に関する県の取組

県では、平成14年3月に策定した、循環型社会形成への取組を進めるための行動計画である「神奈川県廃棄物処理計画」に基づき、県立県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」の開設や「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」の施行など、廃棄物の適正処理を推進する新たな体制や仕組みを構築してきました。

しかしながら、依然として廃棄物の排出量は高水準で推移し、不法投棄が後を絶たないという現状から、平成20年3月に改訂した廃棄物処理計画では、これまで取り組んできた施策事業を更に着実に推進するとともに、県民、事業者、NPO、市町村と連携・協力した3Rの推進や不法投棄の防止対策を一層強めることとしました。なお、本計画は平成23年度中に改定する予定です。

▶ 図2-6-10 廃棄物対策体系



1 廃棄物の発生抑制・循環的利用・適正処理の推進
【資源循環課、廃棄物指導課、建設リサイクル課、農政課、畜産課】

循環型社会に向けた総合的取組

循環型社会の実現に向けて3R(発生抑制、再使用、再生利用)や適正処理を進めるため、先進的な手法や制度を活用した効果的な施策を推進するとともに、市町村の広域的なごみ処理の取組や、環境関連技術の研究開発、循環型社会ビジネスの振興、環境教育の推進などの取組を進めています。

■ ごみ処理の有料化

市町村では、ごみの排出抑制に向けた経済的手法の一つとして、一般廃棄物、特に家庭系ごみの処理について、手数料を徴収する動きが出ています。

平成23年4月現在では、藤沢市、大和市、二宮町が家庭系ごみの有料化を実施しています。また事業系ごみの直接持ち込みについては、31の市町村で有料化を実施しています。

■ ごみ処理広域化の推進

県では、一般廃棄物の減量化・資源化の推進による循環型社会の構築及び一般廃棄物の適正処理による環境負荷の軽減を目的として、広域処理に向けたごみ処理の基本方針、範囲（ブロック）の設定、施設の整備等について定めた「神奈川県ごみ処理広域化計画」を平成10年3月に策定しました。この計画に基づき、ごみ処理の広域化を推進するため、各ブロック毎に市町村による調整会議等が設置され、ごみ処理の広域化の実現に向けた検討・協議が進められた結果、多くのブロックで広域化実施計画が策定されました。

また、平成20年3月に改訂された「神奈川県廃棄物処理計画」にごみ処理広域化の取組を位置づけ、広域化実施計画の円滑な推進に向けた取組、実施計画未策定のブロックにおける実施計画の策定を引き続き支援します。

■ 環境関連技術の研究、開発の推進

県では、産学公の連携により、食品廃棄物の飼料化などのリサイクル技術や、廃棄物処理施設の安全対策などの適正処理技術など、環境関連技術の研究、開発を推進しています。

■ レジ袋削減に向けた取組の推進

県では、県内のスーパーなどの事業者や消費者団体等の各種団体、市町村、県を構成員とする「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を設置し、4者が連携・協力したレジ袋削減の取組方法の検討を行った結果を平成21年5月「神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取組の実践に関する宣言」として取りまとめました。宣言に賛同する事業者等とともに、CO₂（二酸化炭素）と廃棄物の削減を通じて、「環境にやさしい生活スタイル」を実現していくための取組として日常生活の中で誰もが簡単にできる「レジ袋の削減」を進めています。（平成23年3月末現在158社・団体 958店舗）

■ 環境教育、学習の推進

県では、環境教育・環境学習による理解と認識を深めるため、環境科学センターの環境学習施設を活用し、講座や教室を開催しています。平成22年度は、地域で環境教育や環境活動を実践する人材を育成するための環境活動人材育成講座として「環境調査コース（受講者：32名）」と「環境学習指導コース（受講者：33名）」を開催しました。

発生抑制、循環的利用の推進

県民、事業者の自主的な発生抑制の取組や地域における循環的利用の円滑な推進を図るとともに、今後増加が見込まれる建設廃棄物の資源化をはじめ、上下水道汚泥、食品廃棄物のリサイクルなどの取組を進めています。

■ 一般廃棄物

○エコショップ認定制度の実施

市町村では、廃棄物となるものの家庭への流入を抑制し、併せて事業者の取組を促進するため、簡易包装、買い物かご持参運動等に取り組む事業者をごみ減量化推進協力店（エコショップ）として認定しています。平成23年4月現在で13市町で1,576店舗が認定されています。

○生ごみ処理機等の購入費の助成

市町村では、家庭での生ごみの自主的な資源化・排出抑制を促進するため、生ごみ処理容器や電気式生ごみ処理機を購入にあたって、その一部を助成しています。平成23年4月現在、32市町村が制度化しています。

○県民への情報等の提供

県では、県内市町村及び一部事務組合の一般廃棄物処理事業の概要をまとめた「一般廃棄物処理事業の概要」を作成し、ごみ処理状況、し尿及び浄化槽汚泥の処理状況、一般廃棄物処理施設の稼働状況等について情報提供を行いました。また、容器包装廃棄物の分別収集を具体的に進めるための「第6期神奈川県分別収集促進計画」についてもホームページ等を活用して、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図っています。

■ 産業廃棄物

○公共工事における建設廃棄物の再資源化、下水道汚泥の再資源化

県は、公共工事から排出される建設廃棄物の再資源化に取り組んでいます。コンクリート廃材とアスファルト廃材については、路盤材として利用するなどにより再資源化がほぼ100%行われ、建設発生木材等については、指定事業者の登録制度により再資源化が90%程度行われています。また、廃棄物を有効な資源として積極的に利用したりサイクル資材の率先利用も推進しています。

下水道事業から排出される汚泥は、下水道普及率の向上に伴って産業廃棄物の排出に占める割合は高くなっています。排出された汚泥は、脱水焼却などによる減量化や、有効利用を図っています。なお、流域下水道では、汚泥焼却灰を100%セメント原料として活用を図っています。

○事業者・団体への情報等の提供

県では、県及び廃棄物処理法の政令市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）が作成している、産業廃棄物処理業者名簿をもとに、がれき類及び木くずに係る産業廃棄物処理施設を有する県内の産業廃棄物処理業者の「産業廃棄物許可施設一覧表」をホームページ等により情報提供を行っています。

■ 条件づくり

○廃棄物自主管理事業

廃棄物をめぐる問題の解決のためには、製品の開発や設計、流通、消費に至る段階において、廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を少なくしていくことが必要です。

県では、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市と協調し、産業廃棄物の多量排出事業者が行う廃棄物の発生抑制等に向けた自主的な取組を促進するため、平成8年度から廃棄物自主管理事業を進めてきました。その後、平成12年6月の廃棄物処理法改正により、多量排出事業者に産業廃棄物処理計画の作成、提出及びその実施状況の報告が義務付けられたことから、これを基礎にして、多量排出事業者に該当しない事業者にも、同様の取組を呼びかけ、自主管理事業を推進しています。

この事業では、廃棄物の発生抑制等について、事業者が自己評価できるよう廃棄物減量化に向けた、各事業者の取組状況について全県的に集計・分析を行い、集計結果や他社の取組事例等の情報提供を行いました。

なお、廃棄物自主管理事業のホームページは、こちらからご覧になれます。



「廃棄物自主管理事業」

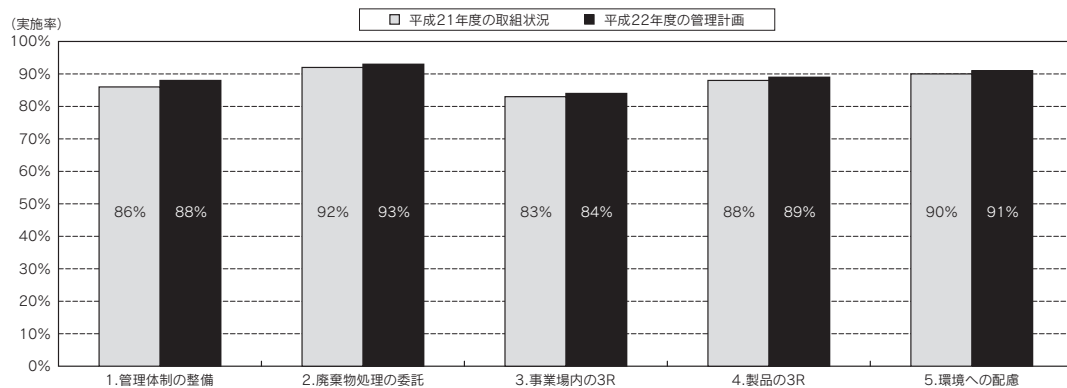
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f94/>

●対象事業者●

- (1) 廃棄物処理法で定める多量排出事業者（法定多量排出事業者）
その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの
ア 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場
イ 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場
- (2) 県と政令市が独自に対象とする事業者（県市独自対象事業者）
ア 次の事業場を設置している事業所
（ア）前年度の産業廃棄物の発生量が800トン以上、1,000トン未満の事業場
（イ）前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が40トン以上50トン未満の事業場
イ その他自主的に廃棄物自主管理事業に参加する事業者

▶ 表2-6-2 廃棄物減量化に向けた取組項目とその取組状況

取組項目	代表的な取組例
(1) 管理体制の整備	文書規定及び組織の整備、3R目標の設定とその結果の評価
(2) 廃棄物処理の委託	委託契約時の管理、委託契約後の管理
(3) 事業場内の3R	事業場内における廃棄物の発生抑制、循環型利用の取組
(4) 製品の3R	製造における廃棄物の発生抑制、循環型利用の取組
(5) 環境への配慮	グリーン購入、廃棄物の分別・収集の取組、情報提供



○かながわりサイクル製品認定制度

県では、平成22年度から、廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成と振興を図り、循環型社会の形成に資することを目的に、品質、安全性について一定の要件を満たすリサイクル製品の認定を県が行い、その利用促進を図るために本制度を創設しています。

（平成23年3月末現在認定件数：7事業者14製品）

○総合的なリサイクル関連情報の提供

県では、リサイクル関連情報の総合情報サイト「かながわりサイクル情報」を県ホームページ内に開設し、県民、事業者、市町村等の3Rへの取組を支援するために幅広く情報を提供しています。

<提供している主な情報>

- ・各種リサイクル制度（容器包装、家電製品、自動車、パソコン、建設廃棄物など）
- ・市町村等の取組状況（分別収集の方法等）
- ・リサイクル！キッズ（子ども向けのページ）
- ・かながわりサイクル製品認定制度
- ・神奈川県におけるレジ袋削減に向けた取組（レジ袋の削減に取り組んでいる事業者の掲載等）



「かながわりサイクル情報」
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6804/>

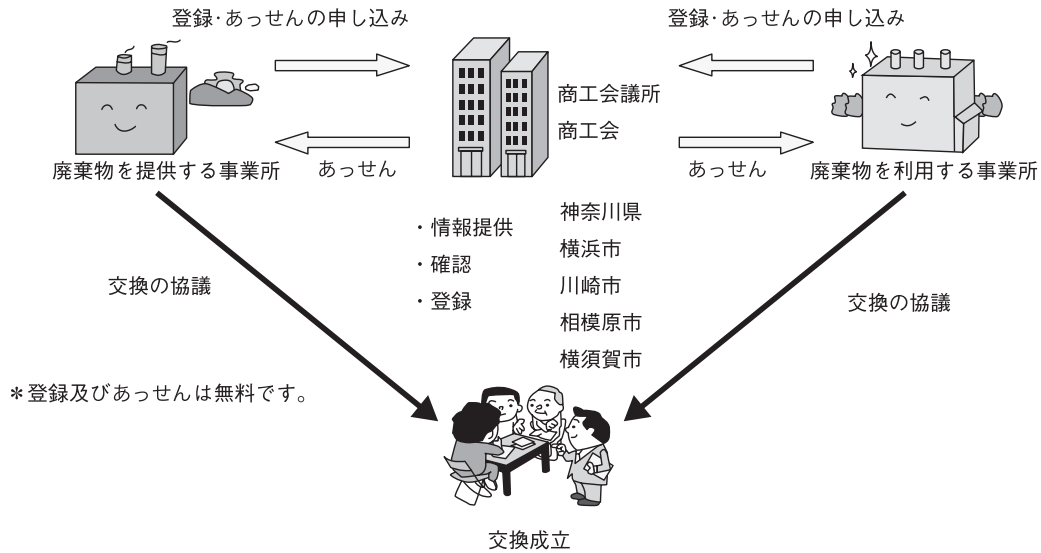
○廃棄物交換システムの充実

県は、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び商工会議所・商工会とともに、県内の事業所で排出された廃棄物のうち、他の事業者が再利用できるものについて、廃棄物の提供希望・再利用希望の情報提供及びあっ旋を行い、廃棄物の循環利用を促進しています。平成22年度においては、114件、5,215トンの交換が成立しました。また、平成23年3月末現在で432件（提供希望286件、再利用希望146件）の情報が登録されています。

▶表2-6-3 廃棄物交換システムの成立実績

実績	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
件数	72件	71件	122件	132件	114件
交換実績	4,103トン	6,823トン	6,060トン	5,896トン	5,215トン

▶図 2-6-11 廃棄物交換システム



○有機物の資源化

県では、平成19年度に「神奈川県バイオマス利活用計画」を改訂し、食品廃棄物などのバイオマスについて、資材の安全性を確保しながら、農業の持つ自然循環機能を活かして、高品質な野菜や果実づくりのための堆肥など、農業分野での利用推進を図っています。なお、本計画は平成23年度中の改訂を予定しています。

畜産経営に伴って排出する家畜排せつ物について、平成19年度に改訂した「神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、家畜排せつ物処理施設整備などの支援を行い、堆肥化による土地還元などの家畜排せつ物の利用の促進を図っています。

○各種リサイクル法の施行

国では、平成12年度を循環型社会元年と位置付け、循環型社会形成推進基本法を制定しました。このほか、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法及びグリーン購入法の9本の法律を整備しており、循環型社会の形成に向けて取組を進めています。

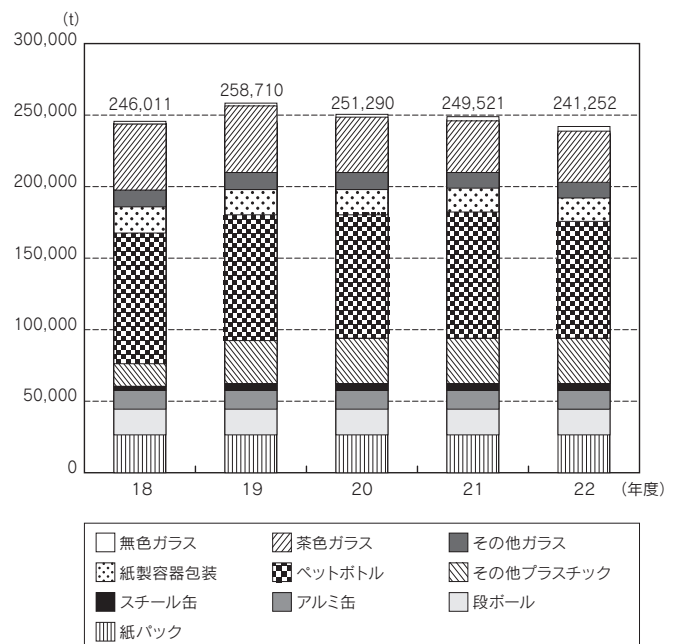
容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の排出の抑制、分別収集及び再商品化を推進するため、市町村は「分別収集計画」を、県は「分別収集促進計画」を策定しています。この計画に基づき市町村が容器包装廃棄物の分別収集を行っており、平成22年度は、241,252トンが収集されています。

家電リサイクル法は、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目を小売業者が引き取り、製造業者が一定水準以上のリサイクルを実施することを義務付けています。

建設リサイクル法の施行にあたり、本県では「神奈川県建設リサイクル法実施指針」（平成14年5月策定）により、国を上回る目標値を設定しています。なお、県の事業においては、平成17年度にこの目標をほぼ達成しました。

自動車リサイクル法では、「拡大生産者責任」の考え方に基づき、自動車製造業者等が自ら製造・輸入した自動車在使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバック類、フロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負います。リサイクル等に必要な費用は、リサイクル料金として自動車所有者が負担します。

▶図2-6-12 容器包装リサイクル法による収集実績（本県）



適正処理の推進

廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法の厳正な執行を図るとともに、廃棄物処理施設の整備促進と最終処分場の確保に努めています。また、PCB廃棄物など負の遺産の計画的な処理の推進を図ります。

■ 廃棄物処理施設の整備

○一般廃棄物

市町村及び一部事務組合は、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、処理せざるを得ない廃棄物については、これを適正に処理するため、各自治体の中長期の計画に基づいて一般廃棄物処理施設の整備を行っています。

これまでに、平成10年3月に策定された「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づき、多くの広域ブロックにおいて、広域化施設の整備計画を含むごみ処理広域化実施計画が策定されました。県は、平成20年3月に改訂した「神奈川県廃棄物処理計画」にごみ処理広域化の取組を位置づけ、施設整備の推進を図るため、市町村への助言、情報提供等に努めるとともに、未策定ブロックにおける計画策定を支援します。

○産業廃棄物

民間施設の設置促進及び産業廃棄物の適正処理を図るため、安全性のモデルとなる県立・県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」を平成18年6月から運営しています。

なお、産業廃棄物の適正処理を推進する見地から、平成8年11月に県、横浜市及び川崎市が中心となって設立した（財）かながわ廃棄物処理事業団は、平成13年6月から産業廃棄物中間処理・リサイクル施設「かながわクリーンセンター」を運営していましたが、近年のリサイクルの進展、近隣への大型民間施設の進出により、搬入量が減少し、収支の悪化が続いたことから、平成21年度末に解散し、事業を民間事業者に譲渡しました。

コラム

産業廃棄物最終処分場（かながわ環境整備センター）について

産業廃棄物最終処分場（かながわ環境整備センター）は、ひっ迫している産業廃棄物最終処分場の確保を推進するために、安全性のモデルとして、公共関与による産業廃棄物最終処分場として開設、運営され、民間施設の設置を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理を図ることを目的としています。

施設概要

所在地	横須賀市芦名3丁目1990番ほか
施設の形式	管理型最終処分場（地下水汚染防止のためのしゃ水構造や浸出水処理施設のある処分場）
規模	施設面積 約15ha（埋立地面積 約5ha）、廃棄物埋立容量 約54万m ³ 覆土容量 約21万m ³
対象廃棄物	管理型廃棄物：燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん並びに燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したもの 安定型廃棄物：①石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード ②ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（①を除く） ※県内事業所から排出される産業廃棄物のうち、焼却・中間処理されたもの
埋立期間	平成18年度～27年度（10年間）
跡地利用	都市計画道路（市道坂本芦名線）の建設、緑化復元等



■ 廃棄物焼却施設ダイオキシン対策

ダイオキシン類は、物を燃やしたり、塩素を含む有機化合物を製造する過程などで、副生成物として非意図的に生成される一群の化学物質であり、慢性毒性や発がん性が確認されていますが、その主な発生源として廃棄物処理施設があります。

平成9年にダイオキシン類削減を目的として廃棄物処理法の政省令が改正され、一定規模以上の廃棄物焼却施設に対して、構造基準及び排ガスのダイオキシン類濃度基準などの維持管理基準が定められ、規制が強化されました。この基準が、平成14年12月1日から全面適用されたことから、市町村等の一般廃棄物焼却施設や民間事業者が設置する産業廃棄物焼却施設では、バグフィルターなどの排ガス処理設備を設置するなど、施設改善を行いました。

こうした取組の結果、稼働しているすべての廃棄物処理施設は、恒久対策基準に適合しています。

■ 立入検査の実施

県は、廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の向上を図るため、「神奈川県環境農政局環境保全部における生活環境保全等に係る立入検査計画策定要綱」に基づき、各年度ごとに重点的な取組項目を定めた上で立入検査の実施に係る基本計画を策定し、立入検査による監視・指導を行っています。

平成22年度は、市町村等が設置する一般廃棄物処理施設については、焼却施設や最終処分場の維持管理に関して、延べ132件の監視・指導を行いました。

産業廃棄物については、焼却施設や最終処分場などの産業廃棄物処理施設の維持管理、PCB廃棄物などの産業廃棄物の保管状況などについて、排出事業者476件、産業廃棄物処理業者413件の監視・指導を行いました。また、焼却施設や最終処分場などの維持管理に伴う二次公害等を発生させないように排水・排ガスなどの検査を定期的に行っています。

▶表2-6-4 立入検査における監視・指導件数

一般廃棄物(市町村等が設置する処理施設) (単位: 件)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ごみ処理施設	34	35	37	39	52
粗大ごみ処理施設等	38	31	23	26	23
し尿処理施設	12	13	11	11	5
最終処分場	33	44	41	47	52
計	117	123	112	123	132

※横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。

産業廃棄物 (単位: 件)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
排出事業者	551	813	630	534	476
処理業者	336	254	324	269	413
計	887	1067	954	803	889

※横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。

■ 負の遺産の計画的な処理

○廃止した廃棄物処理施設の解体及び管理

国では、平成13年4月に労働安全衛生規則を改正し、廃棄物焼却施設の解体工事における作業従事者のダイオキシン類へのばく露防止措置を規定するとともに、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を策定しました。

県ではこれに基づき、廃棄物処理施設の解体工事におけるダイオキシン類等の飛散・流出による周辺環境への汚染を未然に防止すること等を目的として、「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を策定し、平成13年12月1日から施行しています。また、要綱制定に併せて、解体工事が行われるまでの間の管理について、「廃止した焼却施設の管理及び解体に係る取扱い」を定め、その管理の徹底を図っています。また、廃棄物処理法政令市(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市)では、独自に要綱等を定め、焼却施設の解体に取り組んでいます。

○PCB廃棄物対策

昭和47年にPCBの製造が中止となり、PCB廃棄物は廃棄物処理法により平成4年から特別管理廃棄物に指定され、現在事業者によって保管されています。

平成13年6月に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」が公布され、PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度保管状況を届け出ること及び平成28年7月までに適正に処分することが義務付けられています。

PCB廃棄物の処理については、国の関与のもと、日本環境安全事業株式会社が全国を5つのブロックに分けて広域処理施設を整備し、神奈川県を含む一都三県のPCB廃棄物については、東京都内に整備された施設において平成17年11月から処理を開始しました。

県ではPCB特別措置法に基づく「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を平成18年3月に策定し、円滑な処理を推進しています。

さらに、平成21年11月に廃棄物処理法施行規則が改正され、国の無害化処理認定制度により微量PCB廃棄物を処理できる施設が設置されはじめています。

また、県では、事業者等が所有する電気機器についてPCB分析費用の一部を補助する「微量PCB分析支援事業」を平成22年から実施しました。（平成23年度で終了予定）

■ 災害時に発生する廃棄物への対策

県では、災害発生時に生じる廃棄物の適正な処理を図るため、「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」等を策定していますが、阪神・淡路大震災以後に発生した新潟県中越地震等で得られた知見の反映や、平成17年6月に国が策定した「水害廃棄物対策指針」に基づいた内容を盛り込むなどの見直しを行い、平成21年8月に改定しました。

② 不法投棄防止対策の推進【資源循環課、廃棄物指導課】

不法投棄の未然防止対策の推進

不法投棄を未然に防止するため、普及啓発や監視パトロールの充実を図るとともに、新たな技術や制度を活用した効果的なしくみづくりを進めています。

■ 未然防止対策

県では、不法投棄・散乱ごみを防止するために、不法投棄撲滅キャンペーンなどを実施し、不法投棄の実態や原状回復の困難性などを広く県民に訴え、不法投棄防止の普及啓発を図り、不法投棄がされにくい環境づくりに取り組んでいます。

市町村と合同して不法投棄パトロールを実施するとともに、不法投棄が行われやすい時間帯を中心とした警備会社による監視や不法投棄が行われやすい場所での監視カメラによる監視を実施しています。平成21年度には民間の6団体と「神奈川県不法投棄の情報提供に関する協定」の締結をしました。民間6団体の車両にはステッカーを貼付し、不法投棄防止を広く呼びかけています。

また、県管理地などの公有地について、車止めやゲートの設置による車両の乗り入れ規制、防止看板や防止柵の設置を積極的に実施しています。

さらに、県民、事業者、市町村等と連携しながら、廃棄物の不適正処理対策の一層の強化を図るため、「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を平成19年4月1日に施行しました。これを契機として、不法投棄監視パトロールの回数増や監視カメラの増設など、監視活動の強化を図るとともに、海岸美化活動である「ビーチクリーンかながわ」及び河川における不法投棄の防止を呼びかける普及啓発活動を行っています。

不法投棄の原状回復の推進

不法投棄がされにくい環境づくりを促進するため、不法投棄が新たな不法投棄を招かぬよう、早期の不法投棄物の撤去を進め、原状回復を推進しています。

■ 原状回復対策

県では、不法投棄を確認した段階で調査を実施し、原状回復に向け迅速に対応しています。不法投棄の常習化・大規模化を防止するため、県管理地のみならず民有地などについても、不法投棄物の撤去を実施しています。

●不法投棄緊急撤去事業●



【撤去前】



【撤去後】

さらに、県及び相模湾沿岸13市町を中心に企業、団体等の参画のもとに設立した（公財）かながわ海岸美化財団において、海岸漂着ごみや散乱ごみの清掃を実施し、海岸の良好な利用環境の保全を図っています。

▶図2-6-13 海岸ごみ回収の実績

